

県外最終処分に向けた 環境省の取組についての パネルディスカッション

8月18日、9月5日、9月6日に実施された「県外最終処分に向けた環境省の取組についてのパネルディスカッション」について、ホームページでいただいた御質問及び当日に会場でいただいた御質問について、当日会場で御用意した「復興再生利用・最終処分の在り方」、「情報発信やコミュニケーションの在り方」、「その他」という3つの分類に集約しました。

復興再生利用・最終処分の在り方 (順不同)

- 8,000Bq/kgを超える土壌はどのように処分されるのか。最終処分の具体的な方法は?
- 2045年までに福島県外最終処分という法律は何を根拠にしているのか。
- 復興再生利用や最終処分場を受け入れ先の検討状況はどうか。また、自治体の感触はどうか。
- 経済的な合理性を考慮するべき。
- 復興再生利用の被ばく管理は必要ないのか。
- 非常事態宣言下の今では、再生利用を行うのは早いのでは。
- 第6次環境基本計画の汚染者負担や源流対策の考え方と反するのではないか。
- 色々な問題はあると思うが生の議論を進めるべき。
- 復興再生利用について全国の自治体や事業者の感触はどうか。
- 福島県外最終処分の必要性を地権者の思いに求めるのは筋が違うのではないか。
- 最終処分や復興再生利用が完結するまでにかかる費用はどれくらいか。
- 安全なのであればそのまま自然に返すことはできないのか。
- 復興再生利用の維持管理はどのように担保されるのか。
- 経済影響や跡地利用、国民負担など総合的な観点で、メリット・デメリットを国民に伝えるべき。
- 国・東京電力の法的責任はどうなっているのか。
- 放射性物質汚染対処特措法第41条（除去土壌の処理の基準等）と放射性物質汚染対処特措法施行規則第58条の4（復興再生利用の基準）の関係について解釈を説明してほしい。
- 復興再生利用では、粉じんなどによる内部被ばくの影響はないのか。
- 復興再生利用と最終処分の違いは何か。
- 自然災害等のリスクがあるのではないか。
- 復興再生利用は全国で行われることになっているが、福島県が除外されていなければなぜか。
- 再生利用可能な土壌の量の見える化をしてほしい。そうすると福島だけで処理できる量でないと理解できるのでは。
- 最終処分場を受け入れる自治体はあるのか。協議は実施しているのか。
- 中間貯蔵されている除去土壌の4分の3をすべて再生利用するにはどのくらいの敷地面積が必要と想定されているのか。
- 中間貯蔵施設や減容化施設の費用が高額になっているのではないか。根拠を示すべき。
- 中間貯蔵施設に貯蔵されている除去土壌等の放射能濃度分布を教えてほしい。
- 除去土壌を再利用する方針については国会の議論を経ているのか。
- 最終処分場で除染特別地域や汚染状況重点調査地域以外の除染土壌も処分可能か。
- 復興再生利用が進まなかったらどうなるのか。最終処分場の受け入れ先が見つからなかったらどうなるのか。
- 最終処分はどのように行われるのか。一般的な放射性廃棄物のピット処分やトルンチ処分と比較して何が異なるのか。
- 除去土壌の全量を道路にするとどのくらいの長さになるか。
- 除去土壌の再生利用や最終処分について管理期間はどの程度になるか。
- 除去土壌による被ばくの影響はないのか。
- いわゆるNIMBYに当たると思うが、政府による優遇措置以外に何か策を考えているのか?
- 首相官邸の復興再生利用の目的は何か。
- 除去土壌を泥水にして海洋放出できないのか。
- 最終処分とは除去土壌がどうなることをいうのか。
- 森林環境税は全国民が少額を負担して未来の環境を守る仕組みとして理解しているが、除去土壌についても同様の仕組みにすることで、全国民への理解浸透、再生利用、福島県外最終処分の受け入れ自治体への支援等につながる可能性はないか。
- この事業に東京電力はどのように関与しているのか。
- 復興再生利用はどのような事業で実施するのか。
- 福島県外最終処分の候補地選定はどのような基準で決められるのか。
- 除去土壌が通常の土壌と同等の放射線レベルになるまでにどのくらいの時間がかかるか。
- 福島県外での再生利用の具体的な場所はどこになるのか。
- 東京電力の敷地で利用してはどうか。
- 福島県外への搬出はいつからを予定しているか。
- 災害時に除去土壌が流出した際の回収は誰が行うのか。
- 基準値以下の土壌でコンクリートやアスファルトを作つて利用できないか。
- 復興再生利用が安全であるという理由をきちんと説明してほしい。
- 除去土壌の受け入れにメリットはあるのか。



9月5日（東京）

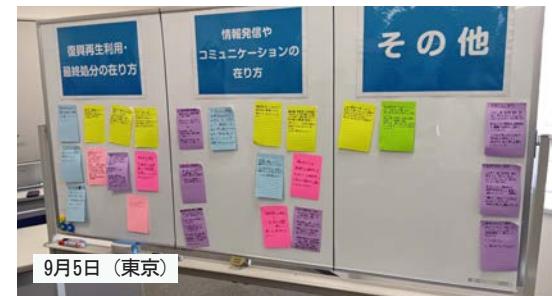
- 除去土壌を運搬する場合の労働者の被ばくは考慮されているのか。
- 物価高による資金面での影響はあるか。
- 復興再生利用に電離則は適用されないのか。
- 47都道府県での除去土壌の公平な分配を考えているか。
- 除去土壌の再生利用の仕方を知りたい。
- なぜ福島県外で最終処分をしなければならないのか。
- 復興再生利用先として花壇用土壌を中心と考えているのか。農地への利用を念頭に置いているのか。また、これらと異なる利用方法は検討しているのか。
- 再生資材化した土も「除去土壌」として扱いになるのか。保管台帳への記載に変更はあるのか。
- 福島県外で発生した除去土壌も復興再生利用の対象なのか。その場合、理解醸成活動の主体はどこか。
- 最終処分場の面積はどのくらい必要になるのか。
- 除去土壌は国・東京電力が保有する敷地内で集中的に管理することを最優先にすべきではないか。
- 復興再生利用しない除去土壌の福島県外最終処分の進捗と今後の見通しはどうなっているのか。
- 高い線量の土と低い線量の土を分ける方法はどのようにしているのか。
- 福島県内で復興再生利用・最終処分はできないのか。
- 除去土壌は長期に耐えうる土木資材として安全性に問題ないのか。
- 福島県外最終処分の方針について現状の科学的知見や社会状況、法制度との整合性を踏まえた再検討はしているのか。
- 最終処分対象の量と状態はどのように想定しているのか。減容化はどの程度進められるのか。
- 自治体の条例で除去土壌を受け入れられないとされた場合、どのように対応するのか。
- 福島県外への除去土壌の輸送方法の検討状況は。
- 海面埋立処分の基準は策定しないのか。
- 福島の除去土壌を中間貯蔵施設でそのまま最終処分はできないのか。
- 除去土壌の最終処分場の場所は決まっているのか。
- 除去土壌を一般住宅の土台などで使用することは想定しているのか。
- 無人島で最終処分はできないか。
- 復興再生利用先の自治体から要請されれば、8,000Bq/kgの基準を下げるという考えはあるのか。
- 実用途における先行事例の創出の着手は、理解醸成が十分に図られてからにするのか。
- 復興再生利用や最終処分場の受入れ地へのインセンティブは何か検討しているのか。
- 復興再生利用によって放射性物質の生物濃縮の影響はないのか。
- 復興再生利用は計画先の地域の方や地権者の了承は必ず得ることにしているのか。
- 福島県外最終処分について、現行法では、長期的リスクや将来世代への影響を十分に評価できていると考えているのか。改善の余地はあるのか。
- 最終処分や復興再生利用の費用は誰が負担するのか。
- 安全性の担保のため、除去土壌を利用する場合の長期モニタリングや情報公開はどのように行うのか。
- 海外の放射性廃棄物処分と比べて日本の取組の特徴と課題は何か。
- 福島県外最終処分の期限は法律改正で延ばせないのか。
- 年間1mSvという基準は安全側過ぎはしないか。
- 復興再生利用の事業実施担当と規制担当の分離はできているのか。

県外最終処分に向けた 環境省の取組についての パネルディスカッション

情報発信やコミュニケーションの在り方 (順不同)

- 簡単な実験でも、数値で示すことができれば、文系の学生でも納得してくれる。定量的な実験の積み重ねが大変重要。
- 安全性を強調するだけでなく、不確実なリスクについても説明を行うべき。
- 再生利用する除去土壤の呼称を決定することだが、それ以外の表記をするメディアに対して反論をするのか。
- リーフレットの記載で敷設場所に言及がなく、労働者の被ばく線量の推計の仮定をちゃんと説明するべき。
- 福島県外の方や自治体が理解醸成や理解度の現状を積極的に情報発信し、福島県外の理解度を福島県内へ理解度を伝えるべき。
- この問題について知らない人が多すぎる。国内外全体への議論となるように発信するべき。
- 取組に反対の考え方を持っている方を含めた議論を行うべき。
- 安心に向けて、具体的に理解・共感・納得が得られる方法はあるのか。
- 首相官邸での復興再生利用に対してこれまでどのような反響があったか。
- 除去土壤について大半のメディアは「除染土」、「除去土壤」を使っており、一部メディアは「汚染土」というネガティブな印象を与える用語を使用しているが、理解醸成のためには、用語の定義を明確に示し、決められた用語以外を使わせないようにすべき。
- ホームページの表現が固くて読むのに疲れる。首相官邸での復興再生利用についてホームページに掲載することだが、どこにあるか見つけられない。
- 時間軸、経済影響、中間貯蔵施設の跡地利用計画、処分費用の国民負担など総合的な観点でメリット・デメリットを 국민に伝えるべき。
- 自分の住まいの近くで利用する等の状況にならないと自分の問題として捉えることができないのでは。その状態でどうやって理解醸成をするのか。
- 若い人向けの周知の方法で考えていることはあるか。(SNS, YouTubeなど)
- 除去土壤の持ち出しの是非の前に、大熊町、双葉町の皆さん的生活を元に戻すことに協力するという目的を共有するとよいと思う。
- 全国の自治体の首長に現地を見学してもらい、全国的な理解醸成を図るべき。
- 福島県外最終処分が必要な理由をきちんと説明すべき。
- 中間貯蔵施設がなくなった後のビジョンをどう考えているのか知ることができれば、受け入れに前向きになる人も増えるのではないか。
- 放射性廃棄物の地層処分については積極的に発信がされているが、除去土壤についても同じように発信しないのか。
- 無関心層への情報発信について検討しているか。
- 東日本大震災で原子力発電の「安全」が裏切られたように感じる。その末の「危険」という感情を打ち消すには安全であるという根拠など正確な情報が必要だと思うが、テレビやインターネットでもどれが正しくて、どれが嘘(デマ)なのか判断をつけづらい。新聞、WEB、テレビの広告などで正しい情報を政府広報

- として流すべきではないか。
- 首相官邸での利用の際には様々なメディアで取り上げられていたが、一時的な話題にとどまり、世間には広く伝わっていないのでは。今後世間一般に広く知つてもらうためにどのようなアプローチを考えているのか。
- 「福島の原発事故」というが「東電の原発事故」ではないか。この言葉が風評を招くのではないか。
- 安全性について理解を深めた後、何をしたらよいのか。喜ばれるのかわからない人が多いと思う。土壤を受け入れる以外にできることはあるか。
- 海外への情報発信はしているのか。
- 復興再生利用に用いる土について、ふくしま「復興土」のようにブランド化したらどうか。
- パネルディスカッションの参加者からパネリストの質問・意見を求める必要ではないか。
- 「賛成」「反対」で意見が分かれる前提で会が進められているが、これまでの経緯などをフラットに知る機会を設けてほしい。
- 放射線というだけでよくわからず反発する人が多いため、問題ないことを示す事例を1つでも多く、大きくアピールすることが必要では。
- 最終処分等は日本国内共通の重要な案件であるため、学校教育の一環として放射性物質に関する教育を進めるべき。
- 放射性セシウムの半減期を考慮し、一定濃度になるまでのリスクを含めて説明できないか。
- 「安全」を「安心」につなげるためにどのように進めるべきと考えているのか。
- 自治体の代表(首長・議会)の方々に十分理解いただくような理解醸成が必要。
- 国民の理解醸成が図られた判断は何をもって行うのか。
- 最終処分場の住民合意形成が難しい理由をどのように認識しているのか。単なる理解醸成の問題ではないのではないか。
- 福島県外最終処分の背景は「気持ち」の部分が大きく、処分を受け入れる先にも「気持ち」の部分があるので、どのように進めるべきか。
- 復興再生利用に当たって地域住民への情報公開はされるのか。
- 「手段」を目的とせずに福島の人たちの真の目的を探す方法論、思考回路が大切ではないか。
- 再生利用する土壤を復興再生土の呼び名にする意図は何か。
- 再生利用や最終処分の場所の選定において、地域住民等の利害関係者の参加は確保されているのか。
- 最終処分について詳細が決まっていないのに議会で扱わないことを決めているところがあることについてどのように思われるか。



その他 (順不同)

- 2045年以降中間貯蔵施設の跡地はどのように活用するのか。
- 除去土壤を再利用する場合、周辺住民への健康調査は行うのか。
- 土地を提供して頂いた方々の気持ちを推し図りことは出来ないが、除去土壤がなくなってしまふ気持ちが戻ることはないのではないか。
- 原発事故後、福島で子供たちの甲状腺がんは増えているのではないか。
- 除去土壤の再利用が脱炭素に寄与するという説があるが、除染から含めたトータルのCO2の排出量を算出して公表すべきではないか。
- 中間貯蔵施設の返還時の現状回復は仮置場と同じように除染して田を耕作できるようにしていただきたい。
- 中間貯蔵施設の安全確保について熊対策と火災防止のため、除草を実施していただきたい。
- 事故から14年しか経っておらず、子どもたちの甲状腺がんなど、まだ放射能の影響を否定できないのではないか。
- 用地補償については地代に修正するべきではないか。
- 中間貯蔵施設の跡地利用については、地権者町民の声を聴き、地権者町民が主体となる進め方にしていただきたい。
- 福島のがんの罹患率はどうなっているのか。高くないのであれば、放射性被害

- が少ないと言えるのでは。
- 避難指示が解除された地域の土壤について放射能濃度を把握していれば教えてください
- 「短期間での被ばく」と「一生涯の被ばく」の違いを教えてほしい。
- 福島の復興は福島だけの問題にしてはいけない。日本全国の問題としてできることと助け合いのアピールをしていく方法を話し合おうべき。
- 中間貯蔵施設に小学生を見学させるのは、危険ではないのか。
- 中間貯蔵施設の跡地について、広大な土地を利用できるというポジティブな議論があつてもよいのでは。
- 県外最終処分についてどうしていくべきか、偏見なくみんなでアイデアを出し合わないと何も進まないのではないかと感じた。
- 浜通りの復興は国民皆で取り組むこと。少しのリスク・不安は受け入れるべき。メディア・マスコミは持てる力を発揮するべき。
- 色々な声があると思うが、福島の復興のために着実に前に進めるべき。
- すべて福島県外処分の認識であったが、移動しないという意見があるのは興味深い。

県外最終処分に向けた 環境省の取組についての パネルディスカッション

＜県外最終処分の必要性について＞

中間貯蔵施設の受入れに当たり、福島県大熊町・双葉町の方々には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた上で、福島の復興のために場所によっては先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変重い決断をしていただきました。この決断があったからこそ、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展しました。

加えて、原発事故による深刻であった福島の皆様に、これ以上の負担を生じさせないようにするために、中間貯蔵開始後30年以内の福島県内の除去土壌等に係る県外最終処分の方針は法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）にも規定された国の責務となっています。

＜県外最終処分に向けたこれまでの取組について＞

環境省では、2016年に取りまとめた「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って取組を進めてきました。

これまで飯館村長泥地区や中間貯蔵施設等において、実証事業を実施し、施工前後の空間線量率の測定や、地下水の放射性セシウム測定などを行い、放射線に関する安全性を確認しています。こうした技術開発戦略に基づく取組の成果や、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等における有識者からの御意見等を踏まえ、本年3月、復興再生利用の基準等を策定するとともに、2025年度以降の進め方※1を公表しました。

こうした取組は、国際原子力機関（IAEA）から、同機関の安全基準に合致するとの評価をいただいており、また、基準の策定に先立ち、放射線審議会からは基準案が妥当であるとの答申をいただいております。

＜除去土壌の量について＞

県外最終処分の対象となり得る除去土壌は、福島県内で生じたものが対象です。現在中間貯蔵施設に保管されている除去土壌の量は約1,400万m³であり、東京ドーム11杯分、25m²プールの約28,000杯分にも及びます。そのうち、約4分の3（約1,000万m³、同8杯分）は放射能濃度が8,000Bq/kg以下であり、基準の下、公共工事などで復興再生土として利用（復興再生利用）が可能なものです。

＜除去土壌の管理期間について＞

福島県内で生じた除去土壌等については、環境省が管理責任を有します。放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用に係る措置の終了及び埋立処分の維持管理の終了については、2025年9月に設置した「環境再生に関する技術等検討会」において優先的に検討を行うこととしています。

＜原因者の責任について＞

放射性物質汚染対処特措法※2第5条第1項において、関係原子力事業者（東京電力）は、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない」と規定されております。また、除去土壌等の処分については、放射性物質汚染対処特措法第44条第1項の規定の規定に基づき、関係原子力事業者である東京電力の負担の下に実施されるということが基本的な考え方になります。

また、放射性汚染対処特措法第3条において「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところです。

＜復興再生利用の必要性について＞

中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等のうち、その約4分の3は、基準に従い、資材として安全に活用できる放射能濃度が8,000Bq/kg以下の土壌であり、「復興再生土」として利用（復興再生利用）が可能なものです。中間貯蔵施設に係る福島県の重い負担を解消するためには、基準に従って復興再生土の利用を進めつつ、8,000Bq/kgを超える土壌等については、減容化の必要性を含む県外最終処分に向けた検討を進めることを同時に行う必要があると考えております。

＜復興再生利用の実施状況について＞

復興再生利用については、基準を策定してから初の案件として総理大臣官邸の利用を2025年7月に施工し、霞が関の中央官庁の花壇等への利用を9月から10月にかけて施工しました。さらに、霞が関の中央官庁以外の各地にある各府省庁の分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等での復興再生利用についても検討を進めているところであります。まずは政府が率先して事例の創出に取り組んでまいります。

その上で、公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用、公的主体が管理する施設等での土地造成・盛土・埋立て等への利用、継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う土地造成・盛土・埋立て等への利用等、実用途における先行事例を創出することとしており、2030年頃に、実用途における復興再生利用の目途を立てることを目指しています。

＜復興再生利用の安全性について＞

環境省では、これまで飯館村長泥地区や中間貯蔵施設等において、除去土壌を資源として利用する実証事業を実施し、施工前後の空間線量率の測定や、地下水の放射性セシウム測定などを行い、放射線に関する安全性を確認しています。こうした取組の成果や、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等における有識者からのご意見等を踏まえ、2025年3月、復興再生利用の基準等を策定しました。これらの取組は、国際原子力機関（IAEA）から、同機関の安全基準に合致するとの評価をいただいており、また、基準の策定に先立ち、放射線審議会からは基準案が妥当であるとの答申をいただいております。

復興再生土の放射能濃度の基準値は、公衆の線量限度である追加被ばく線量年間1mSv以下に相当する、8,000Bq/kg以下としております。このため、最も影響を受ける作業者であっても追加被ばく線量は年間1mSvを下回り、国際的な安全基準に合致します。

加えて、飛散・流出防止のための覆土により、90%以上の放射線が遮へいされ、周辺住民・利用者への追加被ばく線量はさらに小さくなります。

なお、放射線は身の回りに存在し、日本では日常生活の中でも年間2.1mSv浴びているとされています。

また、復興再生利用の基準では、復興再生利用の施工時・維持管理時とともに、空間線量率を測定することとしており、環境省では復興再生利用に係るガイドラインに基づき、測定結果を遅滞なく公表することとしております。実際に復興再生土を利用した首相官邸や霞が関の中央官庁においては、施工後継続して放射線量を測定しており、人体への影響を無視できるレベルであることを確認しています。

＜復興再生利用の規制について＞

復興再生利用の規制については、放射性物質汚染対処特措法第41条第1項に基づき、放射性物質汚染対処特措法施行規則※3第58条の4において復興再生利用に係る基準を策定しております。当該基準やガイドラインに基づく適切な対応が取られているかを確認するための体制を、2025年4月1日より環境省内に設置しました。こうした基準や体制の整備を通じて、復興再生利用が適切に行われるよう努めてまいります。

規制体制については、国際原子力機関（IAEA）専門家会合最終報告書においても、「規制機能は事業実施機能から独立させるべき」とされており、また、「環境省内での管理体制の整備は、規制機能の事業実施機能からの独立性を示すための選択肢の一つとなりうる。」との見解が示されています。

＜追加被ばく線量評価計算について＞

復興再生土の放射能濃度の基準（8,000Bq/kg以下）は、線量の基準としている公衆の線量限度である追加被ばく線量年間1mSv以下となるよう、（上面）500m²×500m、（底面）513.5m×513.5m、高さ約5mの大きな盛土を想定して、追加被ばく評価計算により導出された放射能濃度です。

＜放射線防護について＞

復興再生土は、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものを使用するため、電離放射線障害防止規則（電離則）等による放射線障害防止措置の適用外の放射能濃度（1万Bq/kg以下）となります。そのため、復興再生利用に係る作業者は、基本的に電離則等の適用を受けず、特別な放射線防護措置を講ずる必要はありません。ただし、除染実施者は作業者に対して復興再生土に放射性物質が含まれていること等を説明することとしております。

なお、復興再生利用に係る業務が、除染電離則※4に定められる特定線量下業務の対象となる場合は、当該規則を適用し、除染実施者は作業者の被ばく管理を実施します。

県外最終処分に向けた 環境省の取組についての パネルディスカッション

＜海外への理解醸成活動について＞

海外への理解醸成活動については、国際機関及び駐日外交団並びに海外メディアを対象とした中間貯蔵施設等の視察を実施いたしました。

また、国際機関、二国間での対話等の場を通じて情報発信を実施するとともに、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）のジャパン・パビリオンにおいて昨年に続き本年もブース展示を行い、各国の多くの会合参加者に対して発信するなどの取組を進めています。

＜復興再生土という呼称について＞

環境省では、2025年9月22日（月）に開催した「環境再生に関する技術等検討会（第1回）」での御議論なども踏まえ、復興再生利用に用いる除去土壌について、新たに「復興再生土」という呼称を定めました。今後、政府が作成する資料等では、今般決定した「復興再生土」という呼称を使用してまいります。

復興再生利用に用いる土壌は資源として安全に利用できるものであり、2045年までの県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用を推進するためには、理解醸成が大変重要であることから、積極的に「復興再生土」という呼称を使用していただきたいと考えております。

＜中間貯蔵施設の管理について＞

中間貯蔵区域は適切に管理してまいります。

＜中間貯蔵施設の跡地利用について＞

中間貯蔵施設の跡地については、大熊町、双葉町及び福島県と環境省が締結した協定書において、地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議を行うこととされています。

＜放射線による健康影響について＞

国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告によると100mSv以上の線量では、線量が高いほどがんのリスクが上昇することが明らかになっていますが、100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほどがんのリスクが小さいため、放射線による発がんリスクへの影響、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかになっていません。

日本では普段の生活の中でも大地や食物などから放射線を受けており、その年間の被ばく線量は約2.1mSvです。復興再生利用では最も放射線の影響を受ける作業員においても年間1mSv以下、また覆土により周辺住民への影響はさらに低減されます。

また、甲状腺がんの有病数については、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書において、「被ばくした小児において検出される甲状腺がんの症例数の予測に対する大幅な増加は、放射線被ばくの結果ではないと考えている。むしろ、それらは、超高感度の検査手技が、人口集団において以前は認識されていなかった甲状腺異常の有病症例を明らかにした結果である。」と報告されています。



8月18日（福島）

＜短期間での被ばくと長期間での被ばくについて＞

ひとつの例として、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告では、少しづつ被ばくした場合は、一度に被ばくした場合に比べ、同じ線量を受けた場合でも、影響は半分になるとしています。

＜福島県外で生じた除去土壌について＞

福島県外で生じた除去土壌については、放射性物質汚染対応特措法第38条第1項において除染実施者である市町村等が処分（埋立処分や復興再生利用）を行うことと規定されており、2025年3月には除去土壌の埋立処分基準及び福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインが策定されました。環境省としては引き続き技術的・財政的支援を進めてまいります。

※1 2025年度以降の進め方：県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の取りまとめ）

※2 放射性物質汚染対応特措法：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法

※3 放射性物質汚染対応特措法施行規則：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法施行規則

※4 除染電離則：東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

※5 原子炉等規制法：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

※6 ロードマップ：福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ



8月18日（福島）



9月6日（東京）